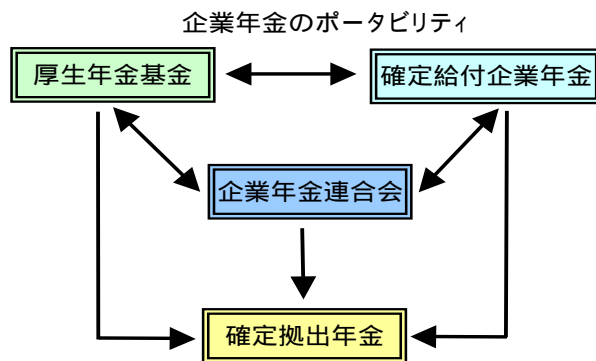


2005年10月から企業年金制度間における年金資金の移換が可能になっています。最近、DCの加入件数増加に伴い、DCに移換するケースも増えており、その事務手続きについてご説明致します。

## 企業年金間のポータビリティ

### ・確定給付型企业年金(DB)制度からの脱退一時金相当額等の移換

確定給付型企业年金(厚生年金基金、確定給付企業年金)を導入している企業からの転職者は、転職先の企業年金へ転職元にある本人の積立金を移換できるようになりました(下記図参照)。



(注) → は、個人資産の持ち運び可能を表す。

厚生年金基金・確定給付企業年金・企業年金連合会(以下、「DB制度」という。)から脱退一時金相当額等(年金給付等積立金を含む)を、確定拠出年金に移換する場合、運営管理機関(岡三証券)とDB制度の実施事業主・基金・および企業年金連合会との間で事務処理を行います。

### (1)概要

#### 資格要件

確定拠出年金の加入者は、以下の条件を満たす場合、DB制度から脱退一時金相当額等の移換の申出を行うことができます。

#### 【確定拠出年金側の条件】

加入者資格取得日から3ヶ月以内の申出であること。

#### 【DB制度側の条件】

移換元制度が、

(ア)厚生年金基金、確定給付企業年金の場合  
加入員(加入者)資格喪失日から1年以内の申出であること。

(イ)企業年金連合会の場合

要件なし。

申出書入手先

移換の申出を行う場合、「移換申出書」を各移換元制度に応じて、運営管理機関(事業主)または企業年金連合会より入手してください。

| 移換元制度              | 使用する移換申出書               | 入手先         |
|--------------------|-------------------------|-------------|
| 厚生年金基金<br>確定給付企業年金 | 厚生年金基金・確定給付企業年金移換申出書    | 運営管理機関(事業主) |
| 企業年金連合会            | 中途脱退者等年金給付等積立金、積立金移換申出書 | 企業年金連合会     |

### (2)提出書類

「移換申出書」、「運用割合指図書」に所定の必要事項を記入し、下記の提出先にご提出ください。

「移換申出書」は制度事業主・基金から直接運営管理機関に送付してもらうか、加入者経由で運営管理機関に提出のどちらでも構いません。尚、上記資格要件で述べているように提出期限がありますので、充分ご注意ください。

| 移換元制度              | 使用する移換申出書               | 提出先          |
|--------------------|-------------------------|--------------|
| 厚生年金基金<br>確定給付企業年金 | 厚生年金基金・確定給付企業年金移換申出書    | DB制度実施事業主・基金 |
|                    | 運用割合指図書(確定給付型からの移換用)    | 運営管理機関       |
| 企業年金連合会            | 中途脱退者等年金給付等積立金、積立金移換申出書 | 企業年金連合会      |
|                    | 運用割合指図書(確定給付型からの移換用)    | 運営管理機関       |

### (3)その他

退職一時金や適格退職年金から退職時に受け取った資産を確定拠出年金へ移換することは認められていません。

最後に、再就職でDC加入の際は転職元の企業年金がなかったかどうか、ご確認ください。

以上